

館林都市計画工業団地造成事業の決定（群馬県決定）

館林都市計画工業団地造成事業を次のように決定する。

名 称		館林北部第四地区工業団地造成事業					
面 積		約 19.3 ha					
配置及び規模 公共施設の	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		土地利用を考慮し適正な街区を形成するよう、施行区域内に幅員 6 m～16.5 m の区画道路を適切に配置する。					
	公園及び 緑地	種 別	名 称	面 積	備 考		
		公園及び緑地は、面積が施行区域面積の 3% 以上となるよう、施行区域内に適切に配置する。					
	下 水 道	下水及び工場排水は、処理後、仲伊谷田承水溝へ放流する。					
	その他の 公共施設	雨水排水は、調整池により調整した後、待矢場両堰・邑楽土地改良区管理排水路を経由し一級河川板倉川へ放流する。					
宅地の 利用計画 (参考)	区 分		面 積	比 率	備 考		
	工業用地		約 13.0ha	67.4%			
	公共用地	道路・水路		約 2.2ha	11.4%		
		緑地		約 0.6ha	3.1%		
		調整池		約 3.4ha	17.6%		
		その他		約 0.1ha	0.5%	鉄塔、神社、水源用地等	
		小計		約 6.3ha	32.6%		
	合計		約 19.3ha	100.0%			

「施行区域は計画図表示のとおり」

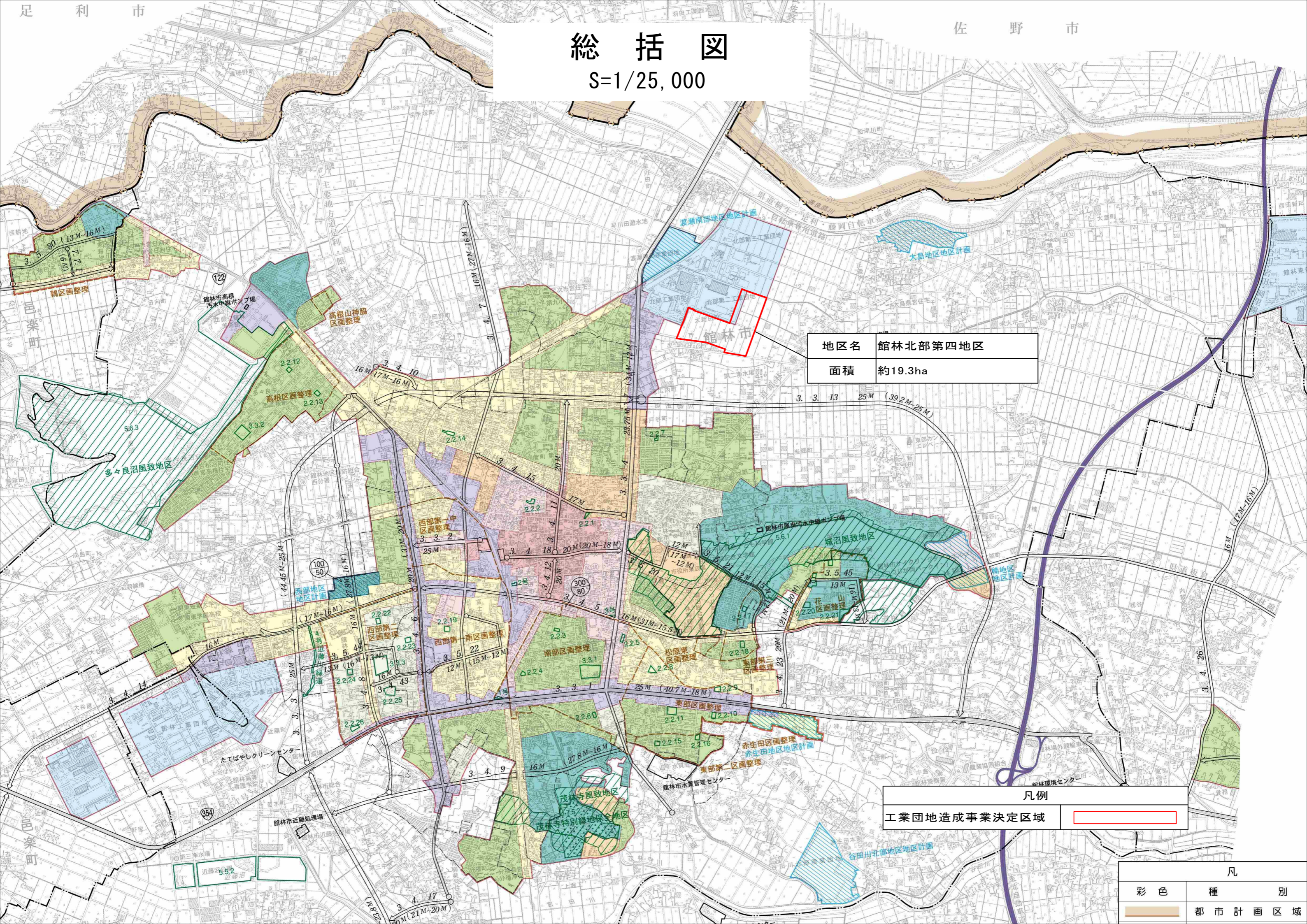
理 由 書

本地区は、主要地方道佐野行田線の沿線に位置し、また東北自動車道館林インターチェンジから北へ4 km と高速交通網へのアクセス性に優れた区域である。

当該区域は、昭和45年5月25日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画事業として工業団地を造成しようとするものである。

総括図

S=1/25,000

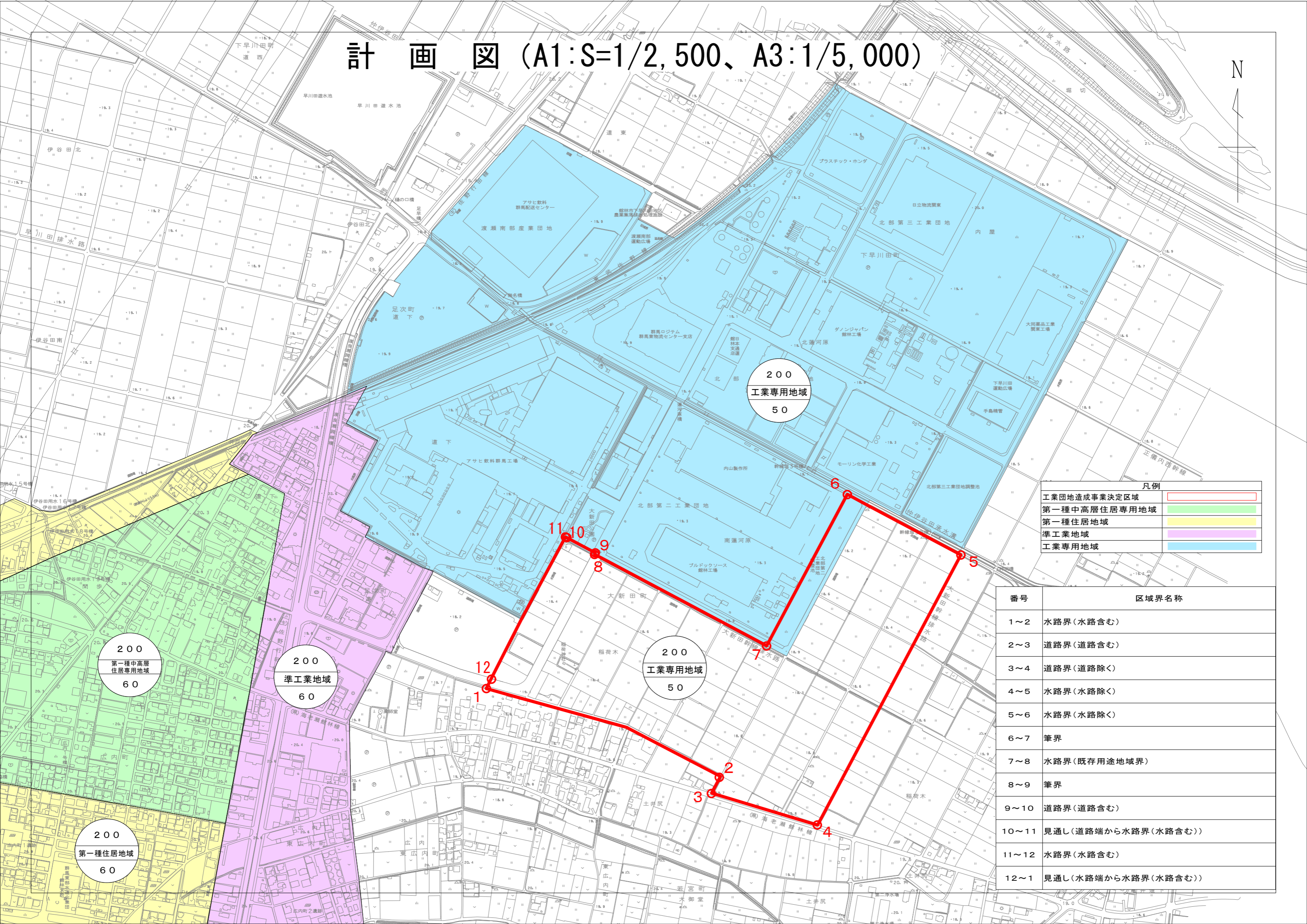


地区名	館林北部第四地区
面積	約19.3ha

凡例	
工業団地造成事業決定区域	

凡	
彩色	種別
	都市計画区域

計画図 (A1:S=1/2,500、A3:1/5,000)



凡例

工業団地造成事業決定区域	
第一種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
準工業地域	
工業専用地域	

番号	区域界名称
1~2	水路界(水路含む)
2~3	道路界(道路含む)
3~4	道路界(道路除く)
4~5	水路界(水路除く)
5~6	水路界(水路除く)
6~7	筆界
7~8	水路界(既存用途地域界)
8~9	筆界
9~10	道路界(道路含む)
10~11	見通し(道路端から水路界(水路含む))
11~12	水路界(水路含む)
12~1	見通し(水路端から水路界(水路含む))

200
工業専用地域
50

200
工業専用地域
50

200
準工業地域
60

200
第一種中高層
住居専用地域
60

200
第一種住居地域
60